

令和7年度 観光庁

訪日外国人旅行者の受入環境整備向上等に向けた

観光現場におけるICTサービス等利活用促進事業

【地域課題に適するインバウンドベンチャーとの案件組成事業】

公募要領

- 公募期間：令和7年8月18日(月)～令和7年9月19日(金) 17:00(必着)
- 問合せ先：訪日外国人旅行者の受入環境整備向上等に向けた観光現場におけるICTサービス等利活用促進事業 事務局（有限責任監査法人トーマツ）
ict-info@tohmatsumatsu.co.jp

令和7年8月

目次

I. 事業趣旨.....	2
II. 事業概要.....	2
III. 申請対象・支援内容.....	3
(1)申請対象.....	3
(2)申請条件・留意事項.....	4
(3)支援内容.....	4
IV. 選定について.....	6
1. 選定方法と選定の観点.....	6
2. 選定結果とヒアリングの実施.....	7
V. 申請について.....	8
1. 申請資料提出について.....	8
(1)提出締切.....	8
(2)申請資料.....	8
2. 申請資料提出先.....	8
3. 問い合わせについて.....	9
(1)問い合わせ受付期間.....	9
(2)問い合わせ方法.....	9
4. その他.....	9

I. 事業趣旨

訪日外国人旅行者の増加に伴い、観光地における受入環境の整備やオーバーツーリズム対策の重要性が益々高まる中、地方部を含めた観光現場においてはICTサービス等を活用した先進的な取組の導入が求められている。

本事業は、地域が抱える観光課題に対し、インバウンドベンチャーとの連携によりその解決を図るための「案件組成(地域課題に対するサービスのマッチング・事業化構想の具体化・予算化支援等)」を支援するものであり、地域とインバウンドベンチャーのマッチングを通じて次年度以降の事業化及び実装に資する実行可能性の高い取組の形成を目的とする。

II. 事業概要

本事業は、観光現場が抱える地域課題を明確化することで、ICT等の先進的なサービスの導入に向けた事業構想を具体化するための支援を行うものである。

本事業の採択地域には、案件組成に係る専門的な知見を有する伴走支援者(以下「地域伴走者」という。)を派遣することで、地域課題の再整理に加え、地域課題解決に資する適切なサービスを有するインバウンドベンチャーとのマッチング、事業計画・予算案の策定及び体制構築等の支援を実施する。

なお、本支援は各地域が次年度以降に向けて、主体的に予算要求・事業実施を可能とする体制構築及び構想の具体化等を支援するものであり、補助金支給及び経費等の支援は実施しない。

Ⅲ. 申請対象・支援内容

(1)申請対象

地方公共団体または地域の観光振興を担う DMO 等

- ※ 観光協会等からの申請も可とする。
- ※ 複数市区町村の連携による申請(共同申請)も可とする。
- ※ 市区町村内の一部地域を対象として申請することも可とする。

申請対象や連携体制には、反社会的勢力と関係する者が含まれていないこととする。

なお、反社会的勢力とは、以下のいずれかに該当するものとする。

a.暴力団、b.暴力団員、c.暴力団準構成員、d.暴力団関係企業、e.総会屋等、
f.社会運動等標ぼうゴロ、g.特殊知能暴力集団、h. その他前各号に準ずる者
i. a.～h.に掲げる者と次のイ)～ホ)のいずれかに該当する関係にある者

イ) a.～h.に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

ロ) a.～h.に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって a.～h.に掲げる者を利用したと認められること。

ニ) a.～h.に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

ホ) その他 a.～h.に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2)申請条件・留意事項

以下の3点について確認・留意のうえ、本事業に対する申請を行うこと。

- ・ インバウンドベンチャーとの既存の連携関係の有無は問わないが、インバウンドベンチャーとの連携による事業化を目指す意志と体制(体制構築に向けた準備、将来的な体制構築の見込み段階でも可)があること
- ・ 申請時点で課題の明確化が十分でない場合(地域における課題が仮説・想定段階である場合)も、伴走支援を通じて整理を行うことを前提とした申請を可能とする
- ・ 同一の申請団体による「地域課題に適するインバウンドベンチャーとの案件組成事業」及び「観光現場におけるICTサービス等の利活用に係る実証事業」の双方に対する申請を可能とするが、申請する内容は、それぞれ明確に異なる課題設定、構想及び計画等に基づくものとする(※仮に、同一又は類似の内容に基づいて複数の申請がなされたと判断される場合には、事務局において確認のうえ、一部申請の取り下げ等を行う場合がある)

(3)支援内容

採択された地域に対しては、以下の①～④の支援等を行う。また、事務局は地域に対して地域伴走者を派遣し、地域の取組に対する**伴走支援を実施**する。

なお、支援期間は**令和7年10月から令和8年2月上旬の期間内**とする。

① キックオフ研修会の開催

キックオフ研修では、地域主体とインバウンドベンチャーの連携促進に向けたノウハウ集を用いて、事務局側より地域とインバウンドベンチャーが連携する際の課題や成功ポイント、事例等の紹介を通じた知見の共有を実施

地域課題及びサービスの具体的マッチングの実施に先立ち、キックオフ研修への参加を通じて地域におけるインバウンドベンチャーとの連携のあり方に関する理解を促進

② 地域課題の再整理及び明確化

ICT サービス等を活用して解決を図りたい地域課題の抽出及び明文化(言語化)

地域における予算申請時期を見据えた検討計画に対する助言及び精緻化支援

③ インバウンドベンチャーとのマッチング

ノウハウ集、ベンチャーリスト等を活用し、地域課題解決に資するサービスを有するインバウンドベンチャーとのマッチングを実施

④ 事業化に向けた構想整理・予算設計

次年度の予算化を見据えた事業目的・内容・成果・KPI等の具体化、対象経費案の設計等の支援

地域における予算化に向けた申請資料の作成支援

ただし、議会調整及び庁内決裁等に係る手続き(庁内レク等を含む)は支援対象外とする

⑤ **実装(次年度)に向けた仕様案・体制設計の支援**

実装時の事業仕様(スキーム・関係者の役割整理・工程等)に関する助言及び仕様案の作成支援

IV. 選定について

1. 選定方法と選定の観点

採択地域の選定にあたっては、下の観点に基づいて総合的に評価を行った上で3地域程度を選定する。
 なお、評価観点は以下のとおりとする。

【評価観点】

評価項目	観点等
1) 地域課題の妥当性及び構想の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の観光現場の状況等を踏まえた課題が明確に整理されているか ・ ICT 等を活用した課題解決の方向性について、一定の仮説又は活用イメージが示されているか
2) 事業のフィールド・対象の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件形成の対象となる観光地・施設・動線等が明確に想定されているか ・ 利用者の属性や課題の生じる場面(接点)等の現場状況を一定程度把握しているか
3) 地域性や他地域展開の観点からの波及可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性を踏まえた課題でありつつも、類似地域への波及や他制度との連携が期待できるものになっているか ・ 案件構想が、今後の事業化や予算化に向けた検討の出発点となるものとして整理されているか
4) 独創性・創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光分野に限らず、交通・防災・教育・福祉等の他分野連携の視点が構想段階から意識されており、地域の課題解決をより効果的に進めようとする意図が見られるか ・ 現時点で具体的な設計や実証内容がなくても、ICT やデジタル技術の活用により新たな観光体験やサービス等のあり方を模索しようとする姿勢があるか

<審査における加点要素>

1. 「観光現場における ICT サービス等利活用促進セミナー・ピッチ合同イベント」への登壇
 - (ア) 観光庁が主催する「観光現場における ICT サービス等利活用促進セミナー・ピッチ合同イベント」におけるピッチトークに登壇した地域(地域関係者)であること
 - (イ) 当該イベントへの参加のみの(登壇していない)場合は、加点を行わない
2. 体制構築面における成熟度・準備状況等
 - (ア) 当該課題が、庁内や DMO 等の関係者間で一定程度の調整・共有がなされ、地域として重点的に取り組むべき課題であると認識されていること
 - (イ) 当該課題解決のために、事業化(実装・予算化)を見据え将来的に事業を所管または連携する可能性のある関係者・部署等と認識共有や協議を開始していること
3. 案件の持続性・発展性に関する視点等
 - (ア) 当該課題解決のため連携したい事業者のイメージや中長期的な展開の視点が意識されていること
 - (イ) 地域事業者や住民、観光協会等の多様な関係主体との連携・巻き込みを意識し、共創的に案件を組み立てていこうとする姿勢が示されていること

2. 選定結果とヒアリングの実施

公募期間終了後、9月下旬に選定結果を電子メールにて通知予定である。

選定手続きは書類審査を原則とするが、必要に応じて事務局等が申請内容に対してヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合、観光庁又は本事業事務局から対象となる申請地域へ個別に連絡する。

V. 申請について

1. 申請資料提出について

(1) 提出締切

令和7年9月19日(金) 17:00 必着

(2) 申請資料

「案件組成」に対する申請は、以下の【様式1】を提出すること。

- ・ 【様式1】案件組成内容説明資料(PowerPoint 形式)
- ・ 【様式2】案件組成推進工程表(Excel 形式)

<提出に当たっての留意点>

- ・ 各種様式は、本公募要領が掲載されている観光庁ウェブサイトからダウンロードすること。
- ・ 提出資料は全て PDF 化せず PowerPoint 形式又は Excel 形式のまま提出すること。
- ・ 申請資料の内容を補足する参考資料を提出することは可とする。

2. 申請資料提出先

事務局の以下のメールアドレス宛に資料一式をまとめて提出すること。提出方法は電子メールによる提出のみとする。

提出先メールアドレス:ict-info@tohmatu.co.jp

※提出する際は、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【公募申請_申請事業_申請団体名】」を付記すること。

※確認した後に、事務局より受領確認のメールを送信する。資料提出日から起算して3開庁日を経過しても受信確認メールが届かない場合は、上記メールアドレス宛に状況を照会すること。

※提出する電子データは、ファイル容量が合わせて 10MB 程度を上限とすること。

※提出する電子データを電子メールの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則不可とする。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は、事務局に問い合わせること。

3. 問い合わせについて

(1) 問い合わせ受付期間

令和 7 年 8 月 18 日(月)～ 令和 7 年 9 月 18 日(木) 17:00 とする。

(2) 問い合わせ方法

事務局の以下のメールアドレス宛に問い合わせすること。問い合わせ方法は、原則として電子メールによる問い合わせとし、緊急度が高い場合や回答が届かない場合は、電話での問い合わせを受け付ける。

問い合わせ先メールアドレス: ict-info@tohmatsumi.co.jp (申請資料提出先と同様)

電話番号: 080-3541-0262(鳥山(とりやま)) または 070-1381-1991 (木村(きむら))

※電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問い合わせ_事業名_申請団体名】」を付記すること。

※問い合わせ日から起算して3開庁日を経過しても回答メールが届かない場合は、上記メールアドレス宛あるいは電話にて状況を照会すること。

4. その他

申請に際しては、以下の点に留意すること。

- ・ 提出資料に虚偽の記載を行った場合、当該資料は無効とする。
- ・ 提出資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。
- ・ 提出資料は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがある。

以上